

データ交換協定書、運用仕様書、運用条件確認書のご記入について

「CI-NET」を利用しての取引において、データ交換協定書・運用仕様書・運用条件確認書の取交しが必要となります。

弊社と「CI-NET」を利用しての取引を行っていただける協力会社様は、下記要領に沿ってデータ交換協定書・運用仕様書・運用条件確認書の取交し、および利用開始に向けての手続きをお願いいたします。

記

【CI-NET を利用中の協力会社様、CI-NET に新規加入の協力会社様共通】

● CI-NET による電子データ交換(EDI)に関するデータ交換協定書

乙欄に記入・押印後、2 部共に弊社にご返送ください。

弊社側の押印を行い、1 部は弊社で保管、1 部は御社にご返送いたします。

● CI-NET による電子データ交換(EDI)に関する運用仕様書

確認していただき、御社で保管ください。

● CI-NET による電子データ交換に関する運用条件確認書

乙欄に記入していただき、1 部は御社で保管、1 部を弊社にご返送ください。

【CI-NET を利用中の協力会社様、CI-NET に新規加入(WEBCON 以外)の協力会社様】

● 運用条件確認書に弊社の標準企業コード等必要事項を記載しておりますので、弊社を発注元企業として登録をお願いいたします。申請方法については各サービス提供会社にご確認ください。

【CI-NET に新規加入(WEBCON)の協力会社様】

● 初期より弊社が発注元企業として登録されていますので、そのまま利用開始可能です。

以上